

公益社団法人 畜産技術協会 日本山羊登録規程

細 則

(平成26年3月24日)

公益社団法人 畜産技術協会

目 次

1. 細則の目的	1
2. 登録する品種	2
3. 審査標準	3
1) 日本ザーネン種山羊	3
4. 様 式	5
1) 別記様式第1号	6
(山羊登録申込書)	(第7条)
2) 別紙様式第2号	7
(山羊種付・人工授精証明書)	(第7条)
3) 別記様式第3号	8
(山羊登録簿)	(第9条)
・別記様式第3号(裏面)	9
4) 別記様式第4号	10
(基礎登録証明書 ひな形)	(第10条)
・別記様式第4号(裏面)	11
5) 別記様式第5号	12
(産子登録証明書 ひな形)	(第10条)
・別記様式第5号(裏面)	13
6) 別記様式第6号	14
(本登録証明書 雌 ひな形)	(第10条)
・別記様式第6号(裏面)	15
7) 別記様式第7号	16
(本登録証明書 雄 ひな形)	(第10条)
・別記様式第7号(裏面)	17
8) 別記様式第8号	18
(登録山羊所有権移転証明申込書)	(第13条)
9) 別記様式第9号	19
(登録証明書(耳標)再交付(書換)申込書)	(第14条)
10) 別記様式第10号	20
(異動届)	(第15条)
11) 別記様式第11号	21
(登録証明書(耳標)更正及び再交付申込書)	(第17条)
12) 登録に用いる符号及び耳標の表示法	22
(別記様式第12号)	(第11条)
5. 耳標ひな形	23
(別記ひな形第1~3号)	(第11条)

6. 山羊泌乳能力審査要領	・ ・ ・ ・ ・ (第 12 条)	・ ・ ・ ・ ・ 24
・ 第 1 号様式 第 2 号様式	・ ・ ・ ・ ・	・ 27 ・ 28
7. 山羊登録規程取扱要領 (耳標装着位置)	・ ・ ・ ・ ・	・ 29
8. 山羊登録審査委員設置要領	・ ・ ・ ・ ・	・ 31
9. 山羊登録審査委員執務心得	・ ・ ・ ・ ・	・ 32
10. 山羊の審査にあたって	・ ・ ・ ・ ・	・ 34
11. 山羊体尺測定要領	・ ・ ・ ・ ・	・ 35
12. 日本ザーネン種山羊体格審査心得	・ ・ ・ ・ ・	・ 36
13. 日本ザーネン種山羊体格審査標準の説明	・ ・ ・ ・ ・	・ 39
14. 山羊登録用耳標取扱要領	・ ・ ・ ・ ・	・ 48
・ 別記様式 山一 1 ～ 3 号	・ ・ ・ ・ ・	・ 49 ・ 50 ・ 51
15. 人工授精 (凍結精液を含む) による産子の登録要領	・ ・ ・ ・ ・	・ 52
16. 受精卵移植による子山羊の登録上の取扱要領	・ ・ ・ ・ ・	・ 53
17. 山羊登録業務委託要領	・ ・ ・ ・ ・	・ 55
18. 山羊登録業務委契約書	・ ・ ・ ・ ・	・ 57

公益社団法人 畜産技術協会 日本山羊登録規程細則

平成 26 年 3 月 24 日 制定

1. 目 的

この公益社団法人畜産技術協会日本山羊登録規程事務細則（以下「細則」という。）は、公益社団法人畜産技術協会日本山羊登録規程（以下「登録規程」という。）に定めるものの他、山羊の登録に関し必要な事項を以下のとおり定めるものとする。

2. 登録する品種

登録する品種は以下の通りとする。

登録耳標に用いる品種の記号は、カッコ内の文字を用いる。

- 1) 日本ザーネン種 (NZ)
- 2) ボ ア 種 (BO)
- 3) その他本会が適当と認める品種

3. 審査標準

別表 1

日本ザーネン種山羊体格審査標準

区 分	標 点		説 明
	雌	雄	
品種の特徴	14	18	体色、大きさ、頭部の形質においてよく本種の特徴を示すもの。
体 色	3	4	毛色は白色で、皮膚に見苦しい斑点のないもの。
大 き さ	6	7	完熟したものは、雌で体高75cm、体重約60kg、雄で体高85cm、体重約85kgを標準とする。
頭	5	7	頭の大きさは体とのつりあいよく、顔は輪郭が鮮明でむしろ長く、額は充実し、両眼の間が広く、鼻梁は真っ直ぐで顎の張りのよいもの。 眼は生き生きとして大きくよく澄んで温和に見えるもの。 耳は大きさ中等で形質よく、やや前外方に向かって立ち付着のよいもの。 口は広く、口裂深く、唇よくしまり、鼻鏡は広く、鼻孔の大きいもの。
乳用種の特 徴	34	45	鋭角的であると共に体質豊かで伸び伸びとしており、各部のつりあい移行がよく、雌ではくさび形に近いもの。
均称・体積	10	12	体の各部よく発育し、頭、頸、躯幹及び四肢のつりあいが良好で、体躯は広くかつ深く伸長し、体積の豊かなもの。
前 軀	6	9	頸は長くて優しく、雄ではやや強く、頭及び肩への移行のなめらかなもの。 肩は付着緊密で、適度に傾斜し、中軀への移行がなめらかなもの。き甲は鮮明で背への移行がよく、肩甲骨の上縁と棘状突起とで程よくくさび形をなすもの。 胸は深く広く、胸前及び腋が充実し、前肢間の胸底が広いもの。
中 軀	8	12	背は長く強く真っ直ぐで、棘状突起の著明なもの。 腰は広く強く背と水平で、後軀への移行がよいもの。 肩後は充実し、肋は深くよく開張し、肋間の広いもの。 腹は深く豊裕でしまりがあり、下臓は深く充実したもの。
後 軀	10	12	腰角は適度に表われ、腰角間の広いもの。 尻は傾斜ゆるく、長く広く殆ど平らなもの。 臀は坐骨間が広く充実したもの。 腿は外側ほどよく充実し、股間は広くて股裂の深いもの。

区 分	標 点		説 明
	雌	雄	
資 質	17	27	生き生きとして気品があり、体質強健でよくしまり、改良の進んでいることを示すもの。
品位・性質	5	9	輪郭鮮明で品位に富み、性質温順でしかも活気があり、雌では優雅、雄では強壯な形質を具え、ともに悪癖のないもの。
被毛・皮膚	6	8	被毛はむしろ短く、細くやわらかで光沢があり、皮膚はうすめで弾力とゆとりのあるもの。
肢 蹄	6	10	四肢の長さは体とのつりあいがよく、肢勢は正しく、関節及び筋骨は鮮明でよくしまり、緊強く、蹄は形質良好で歩様の確実なもの。
乳器生殖器	35	10	乳器は形質良好でよく発達し、長年にわたる高い泌乳能力を表わすもの。
乳房の質	11	—	柔軟で弾力に富み、搾乳後の収縮のよいもの。
乳 房 の 容積・形状	15	—	容積は大きく、よく前後にひろがり幅広く、付着は広く強く垂下せず、左右両区の対称がよく、きれこみの浅いもの。
乳 頭	6	6	形質良好で適度の太さと長さをもち、左右均等で間隔広く、付着がよく、雌では乳孔が適度で搾りやすいもの。
乳 脈	3	—	乳静脈は太く長く、屈曲して大きな乳窩に入るもの。 乳房静脈は網状によく表われているもの。
辜 丸	—	4	発育正常で形質よく、付着が広く、適度に垂下しているもの。
合 計	0		
<p>◎失 格</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大異毛色斑（クルミ大以上のもの及び著しい刺毛を含む） 2 「うるみ」の甚だしいもの 3 間性 4 陰辜 5 前二項の他繁殖能力に欠けるもの 6 雄の副乳頭及び雌の重複乳頭 			

4. 様 式

- 1) 別記様式第1号
山羊登録申込書 (第7条)
- 2) 別紙様式第2号
山羊種付・人工授精証明書 (第7条)
- 3) 別記様式第3号
山羊登録簿 (第9条)
(同上裏面)
- 4) 別記様式第4号 ひな形
基礎登録証明書 (第10条)
(同上裏面)
- 5) 別記様式第5号 ひな形
産子登録証明書 (第10条)
(同上裏面)
- 6) 別記様式第6号 (雌) ひな形
本登録証明書 (第10条)
(同上裏面)
- 7) 別記様式第7号 (雄) ひな形
本登録証明書 (第10条)
(同上裏面)
- 8) 別記様式第8号
登録山羊所有権移転証明申込書 (第13条)
- 9) 別記様式第9号
登録証明書(耳標)再交付(書換)申込書 (第14条)
- 10) 別記様式第10号
異動届 (第15条)
- 11) 別記様式第11号
登録証明書更正(耳標)及び再交付申込書 (第17条)
- 12) 別記様式第12号
登録に用いる符号及び耳標の表示法 (第11条)

4) - 1

別記様式第1号

(日本工業規格A4判)

山羊登録申込書

品 種		種	經由団体	
登録の種別	基・産・本	雄・雌	受付年月日	年 月 日
名 号				年 月 日生
	住 所			氏 名
繁殖者コード				
繁殖者				
所有者コード				
所有者				
所有者コード				
(飼育者)	()			()

血 統	祖父	基・産・本 第	号
	父	基・産・本 第	号
	祖母	基・産・本 第	号
	祖父	基・産・本 第	号
	母	基・産・本 第	号
	祖母	基・産・本 第	号

上記の山羊を貴会山羊登録規程により、基礎・産子・本登録を受けたいので料金を添えて申し込みます。

年 月 日

申込者氏名



公益社団法人 畜産技術協会 会長 殿

- 注: 1) 登録の種別、性別は、該当のものを○で囲んでください。
 2) 本登録の申し込みには、産子登録証明書及び山羊泌乳能力審査証明書を添付してください。

山羊 種付 人工授精 証明書

種付証明書				
經由団体		受付月日	年 月 日	
品 種	種			
種雄山羊名号				
種雄山羊登録番号	第 号			
種 雌 山 羊	① 名 号		登録番号	第 号
	② 名 号		登録番号	第 号
	③ 名 号		登録番号	第 号
	④ 名 号		登録番号	第 号
	⑤ 名 号		登録番号	第 号
	⑥ 名 号		登録番号	第 号
	⑦ 名 号		登録番号	第 号
	⑧ 名 号		登録番号	第 号
	⑨ 名 号		登録番号	第 号
	⑩ 名 号		登録番号	第 号
	所有者住所			
所有者氏名				
種付年月日 年 月 日				
<p>上記のとおり種付けしたことを証明する。 なお、人工授精の場合には、精液証明を添付すること。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 種雄山羊所有者(飼育者) 住所 氏名 (印)</p>				
<p>人工授精師 住 所 氏 名 (印)</p>				

山羊登録簿 (正) (副)

經由団体			受付年月日	年 月 日
品 種	種		XXXXXX	
登録の種別	基・産・本	雄・雌	登録番号	
名 号			年 月 日	生
	住 所		氏 名	
繁殖者コード				
繁殖者				
所有者コード				
所有者				
飼育者コード				
(飼育者)	()		()	
審査年月日	年 月 日	審査委員	コード番号 コード番号	(印) (印)
血統	祖父	基・産・本	第	号
	父	基・産・本	第	号
	祖母	基・産・本	第	号
	祖父	基・産・本	第	号
	母	基・産・本	第	号
	祖母	基・産・本	第	号

年 月 日

申込者氏名

(印)

公益社団法人 畜産技術協会長 殿

- 注: 1) 登録の種別、性別は、該当のものを○で囲んでください。
 2) 本登録の申し込みには、産子登録証明書及び山羊泌乳能力審査証明書を添付してください。

4) - 3 - 2

別記様式第3号(裏面)

(日本工業規格A4判)

体格審査成績報告書

特徴	角		肉髯		その他	
	長所				短所	

測尺	体高	cm		体長	cm	胸囲	cm	体重	kg
区分	標点		得点	区分	標点		得点		
	雌	雄			雌	雄			
品種の特徴	14	18		資質	17	27			
体色	3	4		品位性質	5	9			
大きさ	6	7		被毛皮膚	6	8			
頭	5	7		肢蹄	6	10			
乳用種の特徴	34	45		乳器・生殖器	35	10			
均称体積	10	12		乳房の質	11	-			
前躯	6	9		乳房の容積・形状	15	-			
中躯	8	12		乳頭	6	6			
後躯	10	12		乳脈	3	-			
				睾丸	-	4			
審査年月日	年 月 日			合計	100				
							決定得点		



基礎登録証明書

品 種 種 性

証明番号 基 第 号

生年月日 年 月 日生

名 号

繁殖者

所有者

(飼育者)

審査年月日 年 月 日

審査委員

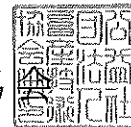
審査委員

血	統	祖父	第	号
		父	第	号
統	母	祖父	第	号
		母	第	号
		祖母	第	号

特 角 肉髯 その他
 徴 長所 短所

年 月 日

公益社団法人 畜産技術協



4) - 4 - 2

別記様式第4号 (裏面)

日本工業規格 B 5 判

年 月 日

移 転 証 明
住 所 ・ 氏 名

認 印



産子登録証明書

品 種 種 性

証明番号 産 第 号

生年月日 年 月 日生

名 号

繁 殖 者

所 有 者

(飼 育 者)

審査年月日 年 月 日

審 査 委 員

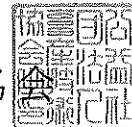
審 査 委 員

血 統	父	祖父	第	号
		祖母	第	号
	母	祖父	第	号
		母	第	号
		祖母	第	号

特 角 肉 髻 その他
徴 長所 短所

年 月 日

公益社団法人 畜産技術協



4) - 5 - 2

別記様式第5号 (裏面)

日本工業規格B5判

年月日	移 転 証 明	
	住 所 ・ 氏 名	認 印



本登録証明書

品 種 種 性 雌

証明番号 本 第 号 (産 第 号)

生年月日 年 月 日生

名 号

繁殖者

所有者

(飼育者)

審査年月日 年 月 日

審査委員

審査委員

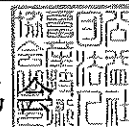
血統	祖父	第	号
	父	第	号
	祖母	第	号
	祖父	第	号
	母	第	号
	祖母	第	号

特 徴 除角 肉髯両 その他

	体高	cm	体長	cm	胸囲	cm	体重	kg
体格審査成績	品種の特徴			乳用種の特徴			体格得点	
	%			%			点	
	資 質			乳器・生殖器				
	%			%				

年 月 日

公益社団法人 畜産技術協



4) - 6 - 2

別記様式第6号(雌 裏面)

日本工業規格B5判

泌乳能力審査成績表示

審査回数	第1回	第2回	第3回
分娩年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
産 次			
立会年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
分娩後日数	日	日	日
立会日の泌乳量	kg	kg	kg
乳脂率	%	%	%
能力表示記号	* ()	* ()	* ()
審査委員			

移 転 証 明

年 月 日

住 所・氏 名

認 印



本登録証明書

品 種 種 性 雄

証明番号 本 第 号 (産 第 号)

生 年 月 日 年 月 日生

名 号

繁 殖 者

所 有 者

(飼 育 者)

審査年月日 年 月 日

審 査 委 員

審 査 委 員

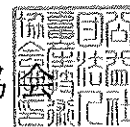
血 統	祖父	第 号
	父	第 号
	祖母	第 号
	祖父	第 号
	母	第 号
	祖母	第 号

特 徴 角無 肉髯欠 その他
長所 短所

体尺	体高	82 cm	体長	83 cm	胸囲	82 cm	体重	kg
体格審査成績	品種の特徴			乳用種の特徴			体格得点	
	86 %			75 %			78.8 点	
	資 質			乳器・生殖器				
	80 %			80 %				

年 月 日

公益社団法人 畜産技術協



4) - 7 - 2

別記様式第7号 (雄 裏面)

日本工業規格 B 5 判

年 月 日

移 転 証 明
住 所 ・ 氏 名

認 印

4)一8

別記様式第8]号

(日本工業規格A4判)

登録山羊所有権移転証明申込書

品 種	種	経由団体	
登録番号		受付年月日	年 月 日
生年月日	年 月 日 生	性	雄 ・ 雌
名 号			
譲渡人又は 被相続人住所氏名			
所有権移転 年月日	年 月 日		
譲受人コード			
譲受人 住所氏名			
<p>上記の所有権移転証明を受けたいので、登録証明書に手数料を添えて 申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">譲受人 氏 名</p> <p style="text-align: right;">(印)</p> <p style="text-align: center;">公益社団法人 畜産技術協会長 殿</p>			

注：この申込書は所有権移転のあった日から30日以内に提出してください。

4)一9

別記様式第9号

(日本工業規格A4判)

登録証明書（耳標）再交付（書換）申込書

品 種	種	經由団体	
登録番号		受付年月日	年 月 日
生年月日	年 月 日 生	性	雄 ・ 雌
名 号			
繁殖者 住所氏名			
所有者コード			
当初の所有者 住所氏名 (飼育者)			
亡失の場合 の 事 由			
<p style="text-align: center;">上記の山羊登録証明書(耳標)を亡失(汚損)しましたので、再発行(書換)して下さるよう手数料を添えて申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">現所有者(飼育者) 氏 名</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">印</p> <p style="text-align: center;">公益社団法人 畜産技術協会長 殿</p>			

4)一10

別記様式第10号

(日本工業規格A4判)

登録山羊異動届

品 種		種	經由団体
登録番号	基・産・本	受付月日	年 月 日
生年月日	年 月 日 生	性	雄 ・ 雌
名 号			
登録年月日	年 月 日		
異 動	年月日	年 月 日	
	種 類	へい死 ・ と殺 ・ 殺処分 ・ その他	
	事 由		
<p>上記の登録山羊は異動しましたので、登録証明書及び耳標を添てお届けします。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="margin-top: 20px;">現所有者(飼育者)</p> <p style="margin-left: 20px;">住所</p> <p style="margin-left: 20px;">氏名</p> <p style="margin-left: 20px;">コード番号</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">Ⓜ</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">公益社団法人 畜産技術協会長 殿</p>			

4) - 11

別記様式第11号

(日本工業規格A4判)

登録証明書(耳標)更正及び再交付申込書

品 種	種	經由団体	
登録番号		受付月日	年 月 日生
生年月日	年 月 日生	性	雄 ・ 雌
名 号			
登録年月日	年 月 日		
更正事項	誤		
	正		
<p>上記の山羊登録証明書(耳標)の記載事項に誤りがありましたので、証明書(耳標)及び登録簿(登録申込書)の更正事項の更正並びに証明書の再交付を して下さるようお願いいたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>現所有者(飼育者) 住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">公益社団法人 畜産技術協会長 殿</p>			

別記様式第 1 2 号

登録に用いる符号及び耳標の表示法

1. 登録に用いる符号

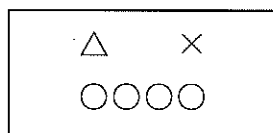
(ア) 登録符号

種 別	符 号
基 礎 登 録	⊕
産 子 登 録	⊖
本 登 録	⊗

(イ) 品種符号

種 別	符 号
日本ザーネン種	N Z
アルパイン種	A L
ヌビアン種	N B
ボ ア 種	B O

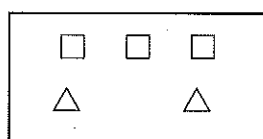
2. 耳標の表示 (オス型)



(注) Δは登録符号、×は性別、○は番号を示す。
ただし、基礎登録には性別の符号を付さないものとする。

(例) 基礎登録 基 4 7 0
産子登録 産 ♀ 1 2 5 7
本登録 本 ♂ 1 2 3

3. 耳標の表示 (メス型)



(注) □は協会名 (畜技協)、Δは品種を示す。

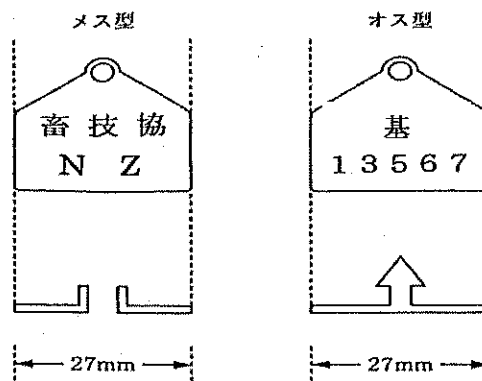
(例) 畜 技 協 N Z (日本ザーネン種)

5. 耳標ひな形

別記ひな形第1～3号

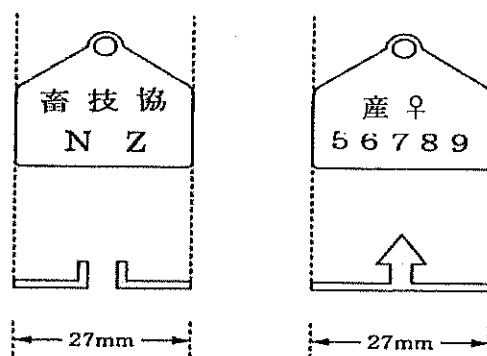
ひな形第1号
(基礎登録用)

(黄色)



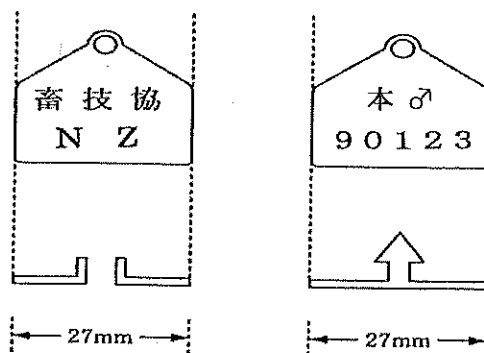
ひな形第2号
(産子登録用)

(赤色)



ひな形第3号
(本登録用)

(橙色)



6. 山羊泌乳能力審査要領

平成 15 年 10 月 1 日 制定

平成 26 年 3 月 24 日 改訂

第 1 条 公益社団法人畜産技術協会（以下「協会」という。）は山羊の能力向上を図るため、この要領により泌乳能力審査（以下「審査」という。）を行う。

第 2 条 審査は協会の産子登録山羊でなければこれを受けることができない。

第 3 条 審査は全泌乳期間中に 1 回これを行う。

審査の方法は、分娩の翌日より起算して 51 日から 240 日までの間の 1 日の全搾乳について、立会の上その泌乳量を確認してこれを行うものとする。

第 4 条 申込者が、審査当日の乳をもって乳脂率の検定を受けたときは、山羊泌乳能力審査証明書の乳脂率欄に記入することができ、協会は本登録証明書に表示することができる。

第 5 条 審査のために予備搾乳を行う。

予備搾乳は立会の前日に立会をしてこれを行うものとする。

第 6 条 審査の立会は所定の場所において行い、1 日の搾乳回数は原則として朝夕 2 回とする。

ただし、1 日の搾乳回数は 3 回まで増加することができる。

第 7 条 審査を受けようとするものは、山羊泌乳能力審査・泌乳能力表示申込書（第 1 号様式）に泌乳能力審査証明料を添えて、審査を受けようとする者が居住する地域の山羊登録業務委託団体（以下「委託団体」という。）を経由して協会に申し込むものとする。

ただし、委託団体を定めていない地域にあつては、直接協会に申し込むものとする。

第 8 条 審査の立会は別に定める山羊登録審査委員設置要領による審査委員がこれを行う。

第 9 条 審査を完了した山羊には、審査に立ち会った審査委員が山羊泌乳能力審査証明書（第 2 号様式）（以下「審査証明書」という。）を作成の上、署名捺印して申込者に交付するものとする。

ただし、第 17 条に定める泌乳量に達しないものには審査証明書を交付しないものとする。

第 10 条 審査証明書には審査の成績により第 17 条に定める記号をもってその能力を表示するものとする。

第 11 条 審査中の山羊は故意に泌乳量又は乳脂率を増加する目的で薬品又は特殊物の注射給与等をしてはならない。

第12条 審査を受けるものは検定に立会する審査委員の立会・指示を拒み又はその判定に異議を申立てることができない。

第13条 審査中の山羊が疾病その他の事由によって審査の継続が困難となった場合及び審査に不正行為があると認めた場合には審査を中止する。

第14条 審査証明書の移動、書換、再交付、異動、取り消し及び更正の取り扱いについては、それぞれ日本山羊登録規程の規定に準ずる。

第15条 審査証明書の交付を受けた山羊が本登録を受けたときには、本登録証明書に泌乳能力を表示する。

第16条 審査証明料は、既納のものについては返付しない。

第17条 審査証明書に表示する能力を表わす記号は次のとおりとする。

立会日の分娩後日数と泌乳量により別表に定める* (6)、* (8)、* (10)の内該当のものを記載する。

記載例

分娩後 68 日で泌乳量 3.90Kg のもの………* (6)

分娩後 95 日で泌乳量 5.50kg のもの………* (8)

分娩後 136 日で泌乳量 5.50kg のもの………* (10)

第18条 立会日の搾乳中最終回の搾乳終了時は予備搾乳時から24時間目でなければならない。

第19条 審査に用いる乳量はkgをもって表す。

第20条 泌乳能力表示の追記は、本要領第1条から第19条の規定に基づき行うものとする。

付 則

1. この要領は平成15年10月1日から適用する。

(経過規定)

2. この要領の施行前に社団法人日本緬羊協会の泌乳能力検定規程によりなされた検定その他の行為は、それぞれこの要領の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則

1. この要領は、協会長の承認決裁のあった日（平成26年3月24日）から施行する。

(経過規定)

2. この要領施行前に、公益社団法人畜産技術協会日本ザーネン種山羊登録規程の山羊泌乳能力検定要領及び山羊泌乳能力検定要領取扱い手続により、高等登録及び名誉高等登録と認められたものについては、この要領により泌乳能力を認めたものとするができるものとする。

別表 1 (日本ザーネン種山羊)

能力表示記号 分娩後日数	* (6)	* (8)	* (10)
	kg以上	kg以上	kg以上
51 ~ 60	3.96	4.82	5.94
61 ~ 70	3.84	4.68	5.86
71 ~ 80	3.72	4.54	5.78
81 ~ 90	3.60	4.40	5.70
91 ~ 100	3.48	4.26	5.62
101 ~ 110	3.36	4.12	5.54
111 ~ 120	3.24	3.98	5.46
121 ~ 130	3.12	3.84	5.38
131 ~ 140	3.00	3.70	5.30
141 ~ 150	2.88	3.56	5.22
151 ~ 160	2.76	3.42	5.04
161 ~ 170	2.64	3.28	4.86
171 ~ 180	2.52	3.14	4.68
181 ~ 190	2.40	3.00	4.50
191 ~ 200	2.28	2.86	4.32
201 ~ 210	2.16	2.72	4.14
211 ~ 220	2.04	2.58	3.96
221 ~ 230	1.92	2.44	3.78
231 ~ 240	1.80	2.30	3.60

(注) 新要領は、旧要領の「山羊泌乳能力検定要領取扱手続」と統合したので同手続から引用した。

山羊泌乳能力審査・泌乳能力表示申込書

品 種	種			受付年月日	年 月 日
名 号				生年月日	年 月 日生
血統登録番号				X	
分娩年月日	年	月	日	産 次	産
搾乳予定日	年	月	日	分娩後日数	
立会予定日	年	月	日	搾乳回数	回/日
特 徴	角		肉 髯	その他	
	長 所				短 所
繁殖者コード					
繁殖者 住所氏名	㊞				
所有者コード (飼育者)					
所有者(飼育者) 住所氏名 (飼育者)	㊞				
<p>上記山羊について、泌乳能力審査証明料を添えて貴会山羊泌乳能力審査要領による泌乳能力の審査及び泌乳能力等の表示を併せて申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">公益社団法人 畜産技術協会長 殿</p>					

山羊泌乳能力審査証明書 (正) (控)

能力審査票					
品 種	種			証明年月日	年 月 日
登録番号				XXXX	
名 号				生年月日	年 月 日生
分娩年月日	年	月	日	産 次	産
XXXXXXXXXX				分娩後日数	日
立会年月日	年	月	日	搾乳回数	回/日
立会日の	泌乳量	kg	XXXXXXXXXX		能力表示 * ()
特 徴	角		肉髯		その他
	長 所				短 所
繁殖者コード					
繁殖者 住所氏名					
所有者コード					
所有者 住所氏名 (飼育者)					
<p>上記の山羊は、(公社)畜産技術協会山羊泌乳能力審査要領により審査したところ、上記の成績でであったので、このことを証明します。</p> <p>年 月 日</p>					
審 査 委 員					
審査委員コード					
審査委員氏名	(印)				
公益社団法人 畜産技術協会長 殿					

移動証明欄	
-------	--

7. 日本山羊登録規程取扱要領

平成 15 年 10 月 1 日 制定

平成 26 年 3 月 24 日 改定

第 1 条 表記方法

1. 命名は次の事項に留意して行うこと。
 - イ) なるべく二名法に基づいて行うこと。
 - ロ) 雄は漢字、雌は平仮名を、又輸入山羊そのものは性別にかかわらず片仮名をそれぞれ用いることとし、いずれもその下に数字を付することは差支えない。

ただし、協会が認めたもののほか、官公の施設において生産したものは性別にかかわらずその施設の固有名を表わす文字と数字を用いることができる。

なお、文字数は全角で 16 字以内とする。
 - ハ) 同一名号を用いないこと。
 - ニ) 公益社団法人畜産技術協会（以下「協会」という。）が必要ありと認めたときは名号を改訂することができる。
2. 登録耳標及び登録証明書並びに山羊泌乳能力審査証明書に用いる符号等は、次のとおりとし、その表示方法は表示例のとおりとする。

性 別	雄、雌は漢字又は符号のみ、♀を用いる。
基礎登録	㊦（雄雌の区別をせず、全国通し番号を付す。）
産子登録	㊧ 雄雌を分けてそれぞれ全国通し番号を付す。）
本 登 録	㊨ 雄雌を分けてそれぞれ全国通し番号を付す。）
協会符号	畜技協とする。
泌乳能力記号	名号 * (8) (名号の後に能力符号を付す。)
特 徴	
長 所	背線真直・乳房の付着
短 所	斜尻・繫・肋張
角	除角・角有・角無
肉 髯	肉髯両・肉髯欠・肉髯右欠・肉髯左欠
その他	特に目立つ点 例…右耳スポット

第 2 条 耳標の装着

1. 耳標装着は、衛生的に次のとおり行うものとする。
 - イ) 基礎登録は、当該山羊の左耳に装着する。
 - ロ) 産子登録は、当該山羊の右耳に装着する。
 - ハ) 本登録は、当該山羊の左耳に装着する。

第 3 条 手続き等

1. 登録、山羊泌乳能力審査の申し込みのあったときは、予め日時、場所を指定して審査する。

2. 登録、山羊泌乳能力審査に関する申込書等は、すべて委託団体あて提出するものとする。

ただし、登録業務委託団体を定めていない都道府県にあつては、協会に直接提出するものとする。

ただし、登録業務委託団体を定めていない都道府県にあつては、協会に直接提出するものとする。

3. 委託団体は、山羊登録簿㊟及び山羊泌乳能力審査証明書を協会に提出するものとする。

4. 委託団体は、山羊登録申込書、山羊登録簿㊟及び山羊泌乳能力審査・泌乳能力表示申込書、山羊泌乳能力審査証明書の㊟を保管するものとする。

付 則

この取扱手続は平成 15 年 10 月 1 日から適用する。

付 則

この取扱手続は、協会長の承認決裁のあつた日（平成 26 年 3 月 24 日）から施行する。

8. 山羊登録審査委員設置要領

平成 15 年 10 月 1 日 制定

平成 26 年 3 月 24 日 改定

第 1 条 公益社団法人畜産技術協会（以下「協会」という。）は、山羊の登録を行うため、この要領により山羊登録審査委員（以下「審査委員」という。）を置く。

第 2 条 審査委員は、都道府県以上を区域とする官公署又は山羊関係団体で 5 年以上山羊事業の技術的実務に従事したことのある者、若しくは飼育経験者で協会が開催する登録審査に係る研修を受けた者でなければならない。

ただし、会長が適当と認めた者はこの限りでない。

第 3 条 審査委員は、会長が登録業務委託団体の推薦により委嘱し又は適任者を選んで委嘱する。

登録業務委託団体が審査委員の推薦をするときは、その履歴書を添付しなければならない。

第 4 条 審査委員が次の各号の一に該当するときは、これを解嘱する。

- (1) 協会が登録業務遂行上適当でないとして認めた場合
- (2) 審査委員本人から解任の要請があり協会がこれを認めた場合

第 5 条 審査委員は、会長及び登録業務委託団体の命を受けて日本山羊登録規程及び別に定める山羊登録審査委員執務心得に則り山羊の審査を行うものとする。

なお、審査委員は、山羊泌乳能力審査要領に基づいて泌乳能力の審査を行い、所定の乳量に達したものにつき泌乳能力審査証明書を発給する。

付 則

1. この要領は、平成 15 年 10 月 1 日から適用する。
(経過規定)
2. この要領適用前に社団法人日本綿羊協会の山羊登録委員規程により、登録委員に任命または委嘱された者は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則

1. この要領は、協会長の承認決裁のあった日（平成 26 年 3 月 24 日）から施行する。

9. 山羊登録審査委員執務心得

平成 15 年 10 月 1 日 制定

平成 26 年 3 月 24 日 改定

第 1. 公益社団法人畜産技術協会（以下「協会」という。）の山羊登録審査委員（以下「審査委員」という。）は、日本山羊登録規程、山羊登録規程取扱要領、山羊泌乳能力審査要領及び本執務心得に則り、厳正公平を旨として職務の遂行に当たる。

第 2. 審査委員が協会から審査実施の通知を受けたときは、当該登録業務委託団体と連絡して審査の期日及び場所等を内定し、あらかじめ申込者に通知して、審査を行う。

第 3. 審査委員は、その事由にかかわらず登録の申込者又は登録山羊に利害のある者から贈与接待を受けてはならない。

第 4. 審査委員は、審査に当たり、登録申込書及び種付けを証する書類を照合調査して、過誤があるものについては、申込者又は届出者に訂正の手続きをとらせ、これに証印する。

第 5. 審査の結果は、当該山羊の審査を行う 2 名以上の審査委員の合議によって決定する。

第 6. 審査委員が基礎登録の審査を行うときは、次の事項に注意する。

- (1) 「改良の基礎」とは、審査標準にいう失格事項のないもので欠点の少ないものをいう。
- (2) 「改良の材料」とは、審査標準にいう失格事項のないもので多少の欠点はあっても改良上特に優れた美点のあるものをいう。

第 7. 審査委員が血統登録の審査を行うときは、次の事項に注意する。

- (1) 「純粋種として排除すべき著しい不良形質」とは、審査標準にいう失格事項をいう。
- (2) 「外国登録団体」とは、外国で当該品種の種雄山羊の登録を行っている団体をいう。
- (3) 審査に当たっての血統の調査は、母子関係の確認、父母並びに祖父母の登録の種類及び耳標番号を精査する。
- (4) 双子又は三子の血統登録については、同時に、申し込み審査を受けた場合に限りこれを認める。

ただし、へい死その他の事故のため、同時に申し込み又は審査を受けることができないことを表わす証明があるときはこの限りでない。

第 8. 審査委員が種雄山羊登録の審査を行うときは、次の事項に注意する。

「父母の繁殖成績に異常を認めないもの」とは、繁殖率及びその子山羊の形質に異状が認められないものをいう。

第 9. 登録山羊に耳標をつけるときは、衛生に留意し審査委員自らが行う。

第 10. 審査委員が予備搾乳に立会したときは搾り上げが完全に行われたことを確認しなければならない。

第 11. 審査委員は審査を終了したときは、遅滞なくその成績を当該登録業務委託団体に報告する。

付 則

1. この要領は、平成 15 年 10 月 1 日から適用する。

付 則

1. この要領は、協会長の承認決裁のあった日（平成 26 年 3 月 24 日）から施行する。

10. 山羊の審査にあたって

平成 15 年 10 月 1 日 制定

平成 26 年 3 月 24 日 改定

山羊の改良とは、強健でその生産物である山羊乳を長期にわたってより多く経済的に供給できるようにするため、体型、資質、能力などの改善をはかることである。

そこで、山羊の泌乳性と強健性を、体型、資質などから判定し、よい種山羊を選定するための共同目標として体格審査標準が設けられたわけである。

従って審査は一定のものさしをあてて、客観的に改良の材料となるよい山羊を選択することである。

審査にあたっては、審査標準を忠実に用いて客観的立場で厳正かつ公平に行う必要があり、いやしくも自己の好みや感情におぼれたり、又は他人の個人的意見に左右されないよう戒めなければならない。又家畜の審査は、原則として現状で行うべきであって、過去を回想したり、将来を見越して審査すべきではない。しかし未経産及び涸乳期における審査の場合、現状では判定困難な乳器に限って推定してもよいことにする。

審査の順序は、山羊をできるだけ自然の正しい姿勢に立たせ、適当な距離（2～3m）から山羊全体を望見し、その山羊の大体の特色を頭に入れておき、次に前、側、後望の順で山羊の周りを一周し、美点、欠点の全貌をつかむ。その後品種の特徴、乳用種の特徴、資質、乳器・生殖器の順にあらかじめ測定した体各部の数値を参考にしながら、審査標準の説明事項並びに審査心得に従って観察し、又体に直接触れて細密に審査を行い、採点率と概評を審査簿に記入する。

山羊の登録を受ける月齢は、登録規程により生後 12 カ月になって資格を生じ、生後 30 カ月以内に登録の申し込みをしなければその資格を失うことになるので、この月齢の範囲内で、山羊の状態の最もよいときに審査を受けるよう常に指導すべきである。

山羊の予備登録を受ける月齢は、登録規程により生後 12 カ月以上になって資格を生じる。ただし、日本山羊登録規程第 4 条により生育良好なものは、12 カ月齢に達しないものでも、登録できるとしており、常に留意しなければならない。

血統登録を受ける月齢は、「離乳前のもの」としているが、これは母子関係を確認できる期間と捉えているもので、生後 6 カ月齢以内に審査を受けないと資格を失うことを審査委員は心得ておかねばならない。

また、高等登録の体格、外貌審査は上述に従って行うが、雌山羊に必要な泌乳能力の審査及び山羊泌乳能力審査証明書の作成は、山羊泌乳能力審査要領に基づいて行うので、審査委員は要領の内容をよく理解していることが肝要である。

付 則

この審査にあたっては、協会長の承認決裁のあった日（平成 26 年 3 月 24 日）から施行する。

11. 山羊の体尺測定要領

平成 15 年 10 月 1 日 制定

平成 26 年 3 月 24 日 改定

山羊登録実施上、体各部の測定は審査のための補助手段とし、測定数値によって山羊の大きさ、発育等の現状をつかみ今後の改良目標、審査標準作成又は改定に役立つので、努めて厳格に測定する必要がある、体尺測定を行うときは下表によるものとする。

測定数値は、姿勢によって著しく誤差を生じやすいので、場所は平坦な地面等に自然の正姿勢をとらせたところを測定するよう努めなければならない。

なお、登録審査の場合は、体高、体長、胸囲のほかは、測定を省略することができる（体重はなるべく測定することが望ましい）。

部 位	単位	備 考
体 重	KG	秤衡器を使用する。
体 高	CM	き甲頂点より地面に達する垂直距離
十字部高	CM	十字部中点より地面に達する垂直距離
坐 骨 高	CM	坐骨部の上縁より地面に達する垂直距離
体 長	CM	肩端と坐骨端とを結ぶ直線距離
胸 囲	CM	肩後第八肋骨の基部を通過する帯径の周囲の長さ
胸 深	CM	胸囲を測定する線上脊椎上縁と胸の下縁との垂直距離
胸 幅	CM	胸囲を測定する線上左右肋骨最広部間の距離
腰 角 幅	CM	左右腰角外縁間の直線距離
臑 幅	CM	左右臑股関節最広部間の直線距離
坐 骨 幅	CM	左右坐骨間最広部間の直線距離
尻 長	CM	腰角の前端と坐骨端とを結ぶ直線距離
管 囲	CM	前肢管最細部の周囲の長さ

付 則

この要領は、協会長の承認決裁のあった日（平成 26 年 3 月 24 日）から施行する。

1 2. 日本ザーネン種山羊体格審査心得

平成 15 年 10 月 1 日 制定

平成 26 年 3 月 24 日 改定

1. 採点法

採点の方法は、審査標準の説明文をよく理解して理想のものを頭に描き、その理想像に対して現物ほどの程度であるかを、全体及び関連部位を総合の上判断し、5%きざみの付点法で採点する。

その判定は次の表の採点基準に示された「状態の区分」に基づいて、まず可もなし不可もなしという普通のをBの中(75%)に格付し、これを一応の目安としてA, B, C, 3段階に級別した後、更にその級の中で上、中、下に3区分し採点率を決定する。

採点基準

区 分	採点率	状態の区分	
A	上	95%	満足し得るもの
	中	90%	優良なもの
	下	85%	良好なもの
B	上	80%	やや良好なもの
	中	75%	普通のもの
	下	70%	軽い欠点のあるもの
C	上	65%	少々欠点の目立つもの
	中	60%	相当欠点の目立つもの
	下	55%	甚だしく欠点の目立つもの

2. 採点法の約束

1) 採点率の限界

極めて優秀で満足に近い部位があっても95%を限界としてこれよりよく採点しない。

また甚だしく欠点の目立つものであっても、その部位としての機能を営んでいる場合は50%以下の採点をしないことに約束されている。もし50%以下の採点率を与えなければならない状態の部位が1カ所でもあれば失格同様に取り扱い、その山羊は審査を行わないことにする。

2) 大きさの採点法

山羊の大きさを表現するには体重が最も適切であると思われるが(能力や特に持久力、粗飼料の消化能力等を考慮した場合)、体重の測定は一般に困難な場合が多いので、最も測定しやすい体高を基準とした次表の「大きさの採点基準」によって採点する。但し体高と体質との間に甚だしく相違している状態がある場合は5%を加減することができる。

大きさの採点基準

雄の測尺値 (体高 c m)	採点基準	採点率 %	雌の測尺値. (体高 c m)
99.6 以上	B 下	70	87.6 以上
96.6~99.5	B 中	75	85.1~87.5
93.6~96.5	B 上	80	82.6~85.0
90.6~93.5	A 下	85	80.1~82.5
87.6~90.5	A 中	90	77.6~80.0
81.6~87.5	A 上	95	72.6~77.5
78.6~81.5	A 中	90	70.1~72.5
75.6~78.5	A 下	85	67.6~70.0
72.6~75.5	B 上	80	65.1~67.5
69.6~72.5	B 中	75	62.6~65.0
69.5 以下	B 下	70	62.5 以下

3) 未経産又は涸乳期で乳脈の不明なもの採点法

未経産又は涸乳期の山羊には、乳脈のいまだ発達しないものあるいは表現程度がかすかなものがしばしばある。このような乳脈が不明なものについては一律に 75%として採点する。

4) 涸乳期における乳器の採点法

涸乳器において乳器を採点する場合、とくに泌乳能力検定証明書の提出があれば、泌乳中の乳器をこれより推定の上採点してもよい。

3. 失 格

山羊の失格とは、その品種の特徴にかけているもの、乳用として正常な機能を害するもの、繁殖力に欠けるもの等で、品種の改良に支障をきたすような形質をもつものをいう。

失格には次のようなものがある。

1) 大異毛色斑(クルミ大以上のもの及び刺毛を含む)

失格とする大異毛色斑の大きさはクルミ大以上のものとし、又近接しなくとも判然とわかる著しい刺毛のものも失格とするが、その程度以下のものは許容し体色の部位で減率する。

2) 「うるみ」の甚だしいもの

体の全体が純白でなく、淡黄色又は淡褐色をおびてぼやけて見えるものは失格とし、体の一部分に限定して出現したものは許容し減点で処理する。

3) 間 性

雌、雄の両生殖器官を不完全ながら両方もっているもので、全く繁殖能力がないもの。

4) 陰 辜

先天的に睾丸が腹腔内にとどまっておりないもので、繁殖能力を欠くものをいう。

5) 前二項の他繁殖能力に欠けるもの

これについては次のものが考えられるが、これらはすべて失格同様に考えて審査から除外する。

イ) 雄で(外観明らかに雄と認められながら) 睾丸の発育が不完全なものや、睾丸の大きさは正常で性欲もあるが副睾丸頭部が硬結隆起し無精子のため繁殖能力を欠くもの。

ロ) 雄山羊で2・3年繁殖に供用後石灰沈着等により造精機能減退を起し繁殖不能となったもの。

ハ) 繁殖機能障害その他生殖器の疾病等により繁殖能力を欠くに至ったもの。

6) 雄の副乳頭及び雌の重複乳頭

雄で副乳頭のあるものは大小にかかわらず失格。

雌で同大の乳頭が1乳区に2個以上あるものや、乳頭先端が分岐しているものはいずれも失格とする。

4. 減 点

各部位の採点率から次の要領により減率する。

1) 体 色

失格事項で許容された程度の軽いものにおいては、体色の採点率から更に次の如く減率する。

イ) 淡色異毛(被毛が淡褐色、淡黄色をおびたもの)

頸の上縁部に目立ってあるもの5%

頸から肩にかけて目立ってあるもの10%

頸から背または腰にかけて目立ってあるもの15%

ロ) 小異毛色斑(クルミ大以下のもの)

小指頭大以下のもの5%

拇指頭大に近いもの10%

クルミ大に近いもの15%

ハ) 皮膚の斑点

頭部あるいは乳房に限定し目立ってあるもの5%

頭部と乳房に目立ってあるもの10%

体の各部に目立ってあるもの15%

なお、これらが重複する場合は加算減率する。

2) 乳 頭

雌の副乳頭は、その程度の軽量にかかわらず乳頭の採点率から一律に25%減率する。

付 則

この心得は、協会長の承認決裁のあった日(平成26年3月24日)から施行する

13. 日本ザーネン種山羊体格審査標準の説明

平成15年10月1日 制定

平成26年3月24日 改定

1. 品種の特徴

体色、大きさ、頭部の形質においてよく本種の特徴を示すもの。

日本ザーネン種山羊としての特徴を体色、大きさ、頭の形質によって、よく表現しているものが望ましい。

1) 体 色

毛色は白色で、皮膚に見苦しい斑点のないもの。

毛色は、全体が純白色であることが最も好ましく、被毛に黒または褐色の異毛の刺毛あるいは色斑、淡い異毛が全体に認められるいわゆるうるみなどがあるものはよくない。

皮膚の色は、淡桃色、淡褐色、淡緑白色などいろいろあるが、淡桃色のものが好ましく、見苦しい異色斑点があるものはよくない。

毛色が純白色で、皮膚に見苦しい斑点のないものは、A上(95%)として採点する。この際管理不良のため毛色が汚染していてもとくに考慮しなくてよい。

皮膚の斑点と淡色異毛については、見苦しき程度以上のもののみ体色の部位で減率し、極く軽度で目立たないものについては見逃すものとする。

被毛及び皮膚の異色は遺伝関係によるもので、品種の特徴として好ましくないから排除に努めるべきであるが、能力との関連がうすいのでここでは軽視し、部位減率としたのである。

2) 大 き さ

完熟したものは、雌で体高約75cm、体重約60kg、雄で体高約85cm、体重約85kgを標準とする。

大きさは地域や飼養環境により差があることは当然で、わが国の現状、生産性、取り扱いの難易などを勘案し、大き過ぎず、また小さ過ぎないで、完熟(満2~3歳)したもののおよその標準を示したものである。

大きさの採点を簡便ならしめるため、体格基準並びに採点法で説明した理由により体格審査心得で示した要領で行う。

3) 頭

頭の大きさは体とのつりあいよく、顔は輪郭が鮮明でむしろ長く、

頭と体全体がよくつりあっているかどうかを見ることが大切である。

顔は雌、雄おのおのの性相を具え、顔の線がはっきりし、伶俐そうで乾燥しており、長さは中等かやや長めのものが望ましい。あまり細長いものは強健性を欠き、体積は乏しく、また短く幅広いものは体幅に富むが鋭角性を欠き、あまり極端なものは泌乳性に乏しいものに多い。

額は充実し、両眼の間が広く、鼻梁は真っ直ぐで顎の張りのよいもの。

額の広さは強健性を示すものであるが、適度に広くしまりがあり、平らなものが望ましく、いくらか浅く凹んでいるくらいでよい。

鼻梁は前望、側望いずれも真っ直ぐにとおり、鼻骨がよく発達し広く高いものがよい。

頬はよく充実し顎は強く張っていて逞しそうに見えるものはそしゃくがよいことを表現している。

眼は生き生きとして大きくよく澄んで温和に見えるもの。

眼は、その性質や健康状態を示すものであるから、よく開いていてパッチリとし、生き生きとして、しかもおとなしそうな眼つきがよい。まぶたが厚く、眼がおちくぼんでいるような眼つきをしているものは性質が悪いものに多く見られ、ねむたそうな眼や、目やにのあるものは不健康なものに多い。これらは又品位に乏しいものである。

耳は大きさ中等で形質よく、やや前外方に向かって立ち付着のよいもの。

耳は中等大で、薄めで血色がよく、外界の音響その他の刺激に対して機敏に反応するものがよい。これに反し耳の付着がゆるく、だらりと垂れている山羊は粗大な耳のものが多く、これらは一般に皮膚、被毛も厚く粗で、性質も鈍重で山羊らしさに欠けるものが多い。

口は広く、口裂深く、唇よくしまり、鼻鏡は広く、鼻孔の大きいもの。

口や鼻は消化器及び呼吸器の門戸で、強健性、飼料の利用性を表現する部位である。口は上下唇とも幅があつて幾分厚めで、かみ合わせがよく唇にしまりがあり、口裂が深く切れ込み、そしゃく力に富んだものがよい。

鼻は鼻鏡が大きく光沢があり、鼻翼がよく張って鼻孔の広大なものがよい。

以上は頭全体を総合判定の上採点率を決めるものであるが、次のことがらについても考慮する。

下唇の短い、いわゆる絞口は、その程度が甚だしく飼料の摂取に支障をきたすようなものは畸型で失格とし、審査から除外する。しからざるものはその程度により部位で減率する。

歯については審査しないが、そしゃくの悪い場合は開口して調べ、悪いものは部位で減率する。

角の有無及び除角については審査上べつに考慮しない。

2. 乳用種の特徴

鋭角的であると共に体積豊かで伸び伸びとしており、各部のつりあい移行がよく、雌ではくさび形に近いもの。

乳用種の特徴を、呼吸器、循環器、消化器その他諸臓器を納める躯幹から判断するわけであるが、各部位は相当関連が深いので、躯幹全体と隣接部相互の状態並びに次の説明をよく関連させて審査すべきである。

鋭角的とは、体の全体が丸味でなく、ことに骨で構成された部位は角張った感じであると同時に、き甲部、体上線と腹下線、き甲部と腰角線などがゆるいくさび形を呈することをいう。

躯幹は全体が伸び伸びしているものがよく、特に雌にあつてはよく乾燥し、側望、後望においてともにくさび形に近いものがよい。

肉付きの状態は、分娩前には相当の肉付きのものがよく、泌乳最盛期にはむしろやせているのが普通で、これに反するものは、飼養管理の不適あるいは泌乳性に乏しいことを表現している。

1) 均称・体積

体の各部よく発育し、頭、頸、軀幹及び四肢のつりあいが良好で、

体の各部がよく発達し、各部相互のつりあい即ち、体高と体長、体の深さと幅、軀幹と肢の長さなどのつりあいがよくとれていることである。

体軀は広くかつ深く伸長し、体積の豊かなもの。

大きさに応じた体積があることで、体高に対してつりあいのとれた体長、胸囲、腹囲とがあり容積が充分あって、泌乳性と飼料の利用性をよく表現しているのがよい。

2) 前 軀

頸と胸腔で構成し、呼吸器、循環器を納めている重要な部分であって、次の中軀の状態と関連深く、強健性及び発育状態を表現している。特に頸とき甲の状態には乳用をよく表わしている。

頸は長く優しく、雄ではやや強く、頭及び肩への移行のなめらかなもの。

頸は特に性相を表わし、体全体から見て幾分長めで深さがあり、雌では適度の厚さがあって優しくかつ美しく、雄では厚めであって強壯の感じを受けるものがよく、いずれも頭部、肩及び胸への移行がなめらかなものが望ましい姿である。

頸に肉髯の有無は問わないが、あるものは位置、形質ともに良好であるものがよい。

肩は付着緊密で、適度に傾斜し、中軀への移行がなめらかなもの。

ここでいう肩は肩甲骨を中心にした部位をいい、肩甲骨は幅が広く適度に傾斜（約45度位）して体に密着し、肩後が充実し中軀への移行がなめらかなものが好ましい。又、付着がゆるく肩端粗大なものは好ましくない。雄の肩は幾分厚めでき甲がやや広く肉がついているものがよい。

肩甲骨の付着がゆるいものは肩から中軀へなめらかに移行せず、肩後の充実を欠くものが多い。

き甲は鮮明で背への移行がよく、肩甲骨の上縁と棘状突起とで程よいくさび形をなすもの。

棘状突起がよく表われ、背へなめらかに移行し、上前方から眺めたとき棘状突起の上縁を頂点として、肩端とによって程よいくさび形をなすものがよい。

極端に鋭ど過ぎるき甲の山羊は、胸が狭く強健性と、持久力に欠けるものである。

き甲があまり厚いもの、上面が平らになっているような極端なものは乳用性に乏しく好ましいものでないが、未経産山羊はむしろゆるい鋭角性を示すものである。

胸は深く広く、胸前及び腋が充実し、前肢間の胸底が広いもの。

胸には大切な肺臓と心臓が納められており、能力の高い山羊ほど強大な心臓と肺臓を要求される。これは大きな胸囲と関係があり、前肢直後の胸底に幅がありかつ平らであるか、あるいは前方に張って鳩胸の如き形を呈し、両腋が充実したものがよい。

育成期に運動不足のものは、胸の幅と充実を欠くものが多い。

以上前軀全体を総合の上採点率を決めるのであるが、特に次の事項に留意する。即ち、乳用の特徴をよく表わしている頸とき甲の状態、胸の深さと広さを重視するがよい。

3) 中 軀

背骨と腹で構成し、主に消化器を納める部分であって能力に大きく影響するところである。

中軀はいわゆる胴伸びがよいとともに、幅や深さがあることが理想の体型であって、中軀の発達如何は体積と関連深く、特に肋腹の発達は採食能力に影響する。

深さや幅があっても体躯のつまったものは欠点で、又、胴伸びがあっても深さや幅の不十分なものは体積に乏しい感があって、いずれも適当ではない。

背は長く強く真っ直ぐで、棘状突起の著明なもの。

背と腰は、胴体やその中の内臓諸器官を支えるため関連が極めて深く、強健性と関係があるもので、真っ直ぐというよりも強いことがまず必要である。

背は脊椎の棘状突起（第5または第6脊椎より第13脊椎まで）がよく発達し、多量の肉、脂肪で覆われず、明瞭に順序よく表われ、き甲部と腰への移行がなめらかになっているものが望ましい。発達が悪く丸味をおびた背は乳用性に乏しい。しかし極端に背幅に乏しい薄いものは、強健性と持久力を欠くことが多い。また栄養不良のため棘状突起が極度に突出しているものは好ましくない。背線の弱いもの、いわゆる垂背のものは大きく減率した方がよい。

腰は広く強く背と水平で、後躯への移行がよいもの。

腰は乳器や生殖器の発達と関連が深いので、背及び十字部に水平に連なり、背線が真っ直ぐで腰椎横突起がよく発達し、幅広く、上から押ししても強くしっかりしたものが望ましい。また腰の面積が広いことは胎腔の広いことを意味し繁殖上好ましい。

腰が背や十字部と水平でないもの、移行のよくないもの、横突起の発達が不十分なものなどは腰が弱い証拠であるから留意すべきである。

肩後は充実し、肋は深くてよく開張し、肋間の広いもの。

肩甲骨の付着が悪いためか、又、前肋（第1～第5肋骨を指す）の張りが悪いために肩から中躯へなめらかに移行せず、肩後の充実を欠くものはよろしくない。

肋張りは体の幅、肋の長さは体の深さ、肋間の広さは胴伸びに、それぞれ影響しているから、肋は長く深さに豊み、肋骨間の間隔が大きく、特に後肋が横、後方に張っているのが望ましい。

肋張りに乏しいいわゆる平肋はよくないから、腹の状態を見て相当減率した方がよい。

腹は深く豊裕でしまりがあり、下臍は深く充実したもの。

腹は、広くよく開いた肋骨と、広く強く出た腰椎の横突起によって強く支えられており、十分な幅と深さがある後方に行くにつれて増大し、しまりがあるものが望ましく、このように腹に豊裕さがあることは、乳用体型のくさび形の条件となるものである。

下臍部の深く充実したことを要求していることは、腰角からの深さが十分あることをいい、これが深いことは腹の豊裕さを示し、従って消化器がよく発達していることを示すものである。

下臍部をつまんだ際、薄めでくっきりしているものがよく、浅過ぎたり、脂肪が入っていたり、皮下組織が厚いものは乳用山羊の特質に欠けるもので好ましくない。

上臍部は後肋骨の後方への張りぐあい、腹部の状態と関連があるので充実程度を見る必要がある。上臍部が浅く縮んだような感じをもつ山羊は採食量が十分ではない。

以上中躯全体を総合判定の上採点率を決めるのであるが、特に次の各項について留意するとともに中躯の発達程度、肋の開張ぐあい、背腰の強さ、胴伸び、体の幅と深さ等重視するとよい。

次の好ましくない表現には相当減率する方がよい。

イ) 背線の弱いもの、いわゆる垂背のもの。

ロ) 肋張りに乏しいいわゆる平肋のもの。

- ハ) 腹の容積に乏しく腰嫌が浅く充実しないで巻上ったいわゆる巻腹のもの。
- ニ) 腹にしまりがなく、垂れ下がったいわゆる草腹とも称する垂れ腹のもの。
- ホ) 肋と腹の深さに乏しく、丸く長いいわゆるどじょう腹とも称する棒腹のもの。

4) 後 軀

後軀の発達程度と状態は、繁殖性及び泌乳性と極めて高い関連があり、また遺伝性も強いので選択上強い関心をもつ必要がある。

わが国の山羊は、一般に後軀が貧弱な傾向があり、特に雄には通有的な欠点となっているから改良に努めるべきである。

腰角は適度に表われ、腰角間の広いもの。

腰角は広く (17cm 以上を望む)、その高さは背腰と殆ど水平であって移行がなめらかで粗大でないものが望ましい。

尻の幅に関係なく腰角のみ著しく突出しているものは、おおむね腰角が丸味をおび粗大なものに多い。反対に幅が狭いものは後軀の幅が乏しく、繁殖及び乳器の発達上からして好ましいとはいえない。

腰角が適度に表われているものは資質がよく、これに反し粗大で皮下に結締組織あるいは脂肪で厚く感じるものは乳用性に乏しく好ましくない。

尻は傾斜ゆるく、長く広く殆ど平らなもの。

尻は十字部、腰角、尻、膝、坐骨、尾根などに関連が深いので一括観察するとよい。

後望では、尻の面が平らで長方形または正方形に近く、面積の広いものがよい。

側望では、できる限り、傾斜がゆるく、しかも長い尻がよい。尻の面積は主として尻長と腰角幅とで表現できるが、更に臍幅と坐骨幅が関与している。

尻が長いことは乳房の付着面を長くし、尻の幅があることは乳房を幅広く付着させることで、山羊の持久力の点からも尻の面積を重視する必要がある。

尻の傾斜は後肢の肢勢にも影響し、経産及び大きな乳房の山羊は傾斜が急になる傾向がある。

側方に傾斜した斜尻は、特にせん骨が異常に高い場合、また臍幅が狭くても、位置が異常に低くても傾斜が急になる。

臍は幅広く位置が高いことが最も重要で、幅が広いことは骨盤腔が広く余裕あることを示し繁殖上好ましい。

尾はせん骨から尾根部になだらかに移行し、尾付はよく、先の方がやや上を向いて大きさと形が恰好のよいものが望ましい。

臀は坐骨間が広く充実したもの。

臀とは、坐骨結節を含むその周囲をいい、坐骨間の幅が広く平らで、坐骨結節は腰角と同じ感じを与えるものがよい。

坐骨間は広いことが重要で、狭いと分娩を困難にしかつ乳房の付着を狭くする。

腿は外側ほどよく充実し、股間は広くて股裂の深いもの。

腿を後望してまず両股の間が広く、外側が充実し、内側は大きな乳房を入れられ、またその付着に対して十分余裕を与えるため肉の付着が少なく、股が高く切れあがったものが望ましい。

雄には、坐骨間が狭い関係で股関節の付が狭く、後望で後肢の肢勢を損しやすいものが多いから留意すべきである。

股は遺伝性が強く、能力面との関連性も乳器に次いで高い部位であって、乳用らしさを見分ける代表形質である。

以上後軀全体を総合判定の上採点率を決めるのであるが、特に尻の面積と腿の状態を重視する必要がある。

3. 資 質

生き生きとして気品があり、体質強健でよくしまり、改良の進んでいることを示すもの。

生き生きとして品位に富むものは健康の象徴であって、被毛、皮膚の状態及び肢蹄のよいものは改良が進んでいる証拠である。

眼に活気のないもの、耳のゆるいもの、被毛、皮膚の光沢のないもの、動作の活発でないもの、尾の垂下したものなどは、おおむね不健康の徴候である。

1) 品位・性質

輪郭鮮明で品位に富み、性質温順でしかも活気があり、

頭、頸、特に額と顔の輪郭が鮮明できりっとしていて、まぶたうすく眼もパッチリとし、皮膚被毛の資質良好で、き甲部も粗野でなく、体全体のつりあいよく、またむだ肉もなく、鋭角性を全体から受け、性質はおだやかで、生き生きした感じを受けるものが望ましい。

雌では優雅、雄では強壯な形質を具え、ともに悪癖のないもの。

雌、雄それぞれ性相を表わし、雌は雌らしく優しい姿を、雄は雄らしく逞しい姿をしているものが望ましい。雌、雄の性相は顔つき、頸、体つき、腰角、被毛、皮膚などに表われてくる。

性質が温順であることは家畜として当然具備すべき条件であって、ことに山羊は女子、子供でも容易に取り扱いきるものがよい。粗暴なものは飼いにくく資質も劣るものである。

2) 被毛・皮膚

被毛はむしろ短く、細くやわらかで光沢があり、

被毛は体色の毛色で述べたように純白色で、短かめで細くやわらかで、自然の光沢のあることが好ましく、このことは品種の特徴と、栄養及び健康状態のよいことを示すものである。

被毛がたく硬いものは、皮膚も厚く一般に粗野である。

山羊には、全身あるいは頭、頸、前胸、背、外股などに限局して長毛のものがあって、特に雄に多い傾向である。長毛は強健性の表現とも考えられ、能力の高いものに多いようであるが、遺伝因子と関係が深く品種の特徴からして好ましくないから排除に努めるべきである。

長毛が粗剛で多過ぎるものや長過ぎるものなどは、その程度によって減率する。

顎髯は雄で生後4～6カ月頃から生じるが、雌にあっては24カ月頃に達しても生じないものがある。

皮膚はうすめで弾力とゆとりのあるもの。

皮膚は、頸側及び季肋部をつまんで、第一に皮下組織がよく離れてゆとりがあることで、次に弾力があり柔軟でうすめのものが望ましい。雄で頸側あるいは前胸部の皮膚に

皺のあるものがあるが、つまんで十分ゆとりのあるものがよいことは雌と同様である。

被毛、皮膚に異毛あるいは斑点があるものについては、品種の特徴の体色で減率することにしこの部位では考慮しない。

3) 肢 蹄

肢蹄は品位、強健性、発育状態を表わし、体の支えと活動性を見る。

肢蹄は泌乳に直接関係がないが、ささいの故障でも乳量に鋭敏に影響するものであり、山羊の持久力の点からしても重要な関係がある。

四肢の長さは体とのつりあいがよく、肢勢は正しく、

胸深と肢の長さとはほどよくつりあっていて、肢勢は前、側望から見て開張、集合、前踏み、X状、外向きなどのよくない肢勢でないものがよい。

前肢は真っ直ぐにしかも広く立ち、後肢は飛節から繋ぎまで殆ど垂直で、後望して肢間が広いものがよい。飛節が寄ってX状をしているものは、大きな乳房を入れる空間がないのみでなく歩様も不確実である。

関節及び筋骨は鮮明でよくしまり、繋ぎ強く、

関節と筋骨はよく発達し、やや太めですっきりとしてしまりがあるものがよい。

繋ぎは長さ適度で強く弾力があって立つものがよい。

肢を見た感じが粗大で、しまりがないものは乳用性に乏しい。しかし管囲が細過ぎるものは骨量に乏しく、従って強健性と持久力に欠けるものである。

蹄は形質良好で歩様の確実なもの。

蹄の色は帯黄白色で、形は卵円形を呈し、あまり大き過ぎず、質が緻密で堅牢なものがよい。

蹄壁はなめらかなものがよく、凹みのあるものは過去の栄養状態の変化を示しているものであって好ましくない。

歩様は、飛節がゆれたり、蹄尖を引きずったり、外向肢勢の歩運びなどをせず、しっかりと安定した歩き方をするものがよい。

4. 乳器・生殖器

乳器は形質良好でよく発達し、長年にわたる高い泌乳能力を表わすもの。

乳器は、泌乳能力の程度を現実的に表現する最も大切な器官である。

乳器の中でも乳房の質がその基本であること、また容積と形状との間には相当の関係があることに留意する必要がある。この複雑な器官を、質と形状から、視覚と触感とで長年にわたる高い泌乳能力をもっているかどうかを判定しようとするものである。

1) 乳房の質

柔軟で弾力に富み、搾乳後の収縮のよいもの。

乳房の質の状態のよいものは、皮膚が健康な淡桃色で、被毛は軟毛がわずかに生えている程度で、静脈血管がよく浮いて表われているものである。

粗毛や、特に泌乳期間中剛毛が密生し、脈管の表われないものは質が悪く、肉乳房の傾向のものに多く認められる。

次に触診では、乳房の皮膚と内容をにぎってみて、柔軟で皮膚はうすく、しかも強くしなやかな手ざわりで内容はやわらかく弾力があるものがよい。反対に少し堅くこりこりと感じるものは質が劣る。

更に搾乳後の状態についていえば、搾乳前は大きく張っていても搾乳後は小さく収縮し、皮膚に縦の皺が生じるような乳房は質がよい。触診で腺質か、肉質か調べるとなお確実である。

未経産山羊の乳房の質は、経産山羊よりも判定がむつかしく、まず手で乳腺細胞をつかみ、やわらかく弾力のあるかたまりがあつて、皮膚がうすく弾力があれば質が良好と見てよい。しかし育成中によく飼われ過ぎた山羊には一見乳腺細胞がよく発達し、質もやわらかくよい乳房を見誤りがちのものが多い。それは脂肪が乳腺細胞を包んで発達を妨げているもので、初産又は二産まであまり期待するような能力を出さぬものに多い。

2) 乳房の容積・形状

容積は大きく、よく前後にひろがり幅広く、付着は広く強くて垂下せず、

乳房はよく前後にひろがり（尻長、傾斜に関連がある）、左右に幅広く（尻幅に関連がある）適度の深さとによって容積が大きく、付着も広く強いものが望ましい。

乳房の付着面が狭いもの、前方の付着が特に狭いもの、乳房の前方に深くぼみのあるものなどは、いずれも容積に乏しいものでよくない。乳房の付着面の広さは、尻の面積と内股の切込み、肉付状態と非常に深い関係がある。

左右両区の対称がよく、きれこみの浅いもの。

左右乳房は同じようによく発達し、両乳房を区切るみぞは浅い方が好ましい。深いみぞがあるものは、外観容積がある乳房に見えても内容に乏しい場合が多い。

左右乳区の対称を欠くものは産を経るに従って多くなるが、これは大部分、哺乳及び搾乳技術の良否によるものであろう。

以上乳房の容積形状を総合判定の上採点率を決めるものであるが、乳房前方に深くぼみのあるもの、両区の区切れの深いもの、肉乳房に多く見られる付着が狭く強さに欠け底が丸く垂れたいわゆる垂乳のもの、付着も狭く過度に垂れ下がったいわゆるとっくり乳のものなどは好ましくないので相当減率した方がよい。

3) 乳 頭

形質良好で適度の太さと長さを持ち、左右均等で間隔広く、付着がよく、

泌乳中の乳頭は、長めの円錐形で先端を切り除いたような形をし、長さは乳頭を握ったとき4本の指がかかり乳頭の先と同じか小指の下面から幾分出るくらいで、太さは成人の拇指の太さより幾分太い程度のもので、両乳頭が同じ形で搾りやすく、できるだけ間隔が広く、乳房が張ったとき乳房との境がはっきりして、やや前外方に向かったものが理想的である。

乳頭が長過ぎるものは搾りにくく、乳頭の下端が膨大したり、又乳頭の先端を傷つけやすくおもわぬ事故が起こるもので、管理上支障をおよぼす。

乳頭は乳房の形状と深い関係があるので、乳頭のみでの責任ではない。

雄の乳頭は陰囊前外側に両乳頭の間隔が広く、やや前外方に付着は広く、ゆとりのある乳座にしっかり付着し、左右均等に発達したものがよい。特に雄の乳頭の形、位置は子山羊の乳房の付着と深い関係があるので留意すべきである。

未経産の乳頭は、前方に広い間隔で垂下するよりむしろ内側に軽く向き、長さ太さが中等で広くゆとりのある乳座に広く付着しているものがよい。

雌では乳孔が適度で搾りやすいもの。

搾乳した場合、乳が分岐せず、太めで1本になって気持ちよく出るものがよく、搾乳

の難易は乳頭の括約筋の強弱によるもので、括約筋の弱いものは搾乳は容易であるが乳房の張った場合絶えず乳が洩れ細菌に汚染されやすい。反対に括約筋の強いものはかた過ぎて搾りにくい。

以上乳頭全体を総合判定の上採点率を決めるのであるが、特に搾乳しやすい点を重視する必要がある。また副乳頭については、雄の副乳頭及び雌の重複乳頭は失格とし、雌の副乳頭であまり搾乳に支障のないものは心得で示す如く一律 25%減率する。

4) 乳 脈

乳静脈は太く長く、屈曲して大きな乳窩に入るもの。

腹下乳静脈は長いことよりむしろ太く、そして屈曲し大きな乳窩に入るものがよい。

乳脈は産次が進むにつれ、又泌乳時期によって太さが違うもので、腹下乳脈が太くないもの、乳脈がさほど表われていないもの、左右必ずしも一様でなく相当違うものなど種々あるが、これらの中にも高能力を出すものを見受けられるから留意すべきである。

このように乳脈の表われ方は様々であるから、腹下をのぞき、又手で状態と乳窩の程度を精診する必要がある。

乳房静脈は網状によく表われているもの。

乳房表面に脈管がよく表われているものを見受けるが、そうでないものと比較していかにも乳用山羊として分泌機能が旺盛に感ぜられるし、実際にも能力が高いものである。

未経産には乳脈が判然としないものが多い。この場合は主として乳窩を見る必要がある。

未経産または涸乳期で乳脈の表われ方の不明なものについては、心得で示した如く一律に 75%として採点する。

5) 辜 丸

発育正常で形質よく、付着が広く、適度に垂下しているもの。

辜丸は発育よく輪郭がはっきりとし、左右の大きさがそろっていて、陰囊がだらりと垂れ下がらないでいわゆる適度で、付着が広く、触診で質が硬く感じないものが望ましい。

陰囊が適度に垂れ下がり付着の広いものからの娘山羊は一般に乳房の付着が広いといわれている。

辜丸の審査の際、心得の失格で述べた異常な辜丸がしばしばあるから特に注意する必要がある。

付 則

この説明は、協会長の就任決裁のあった日（平成 26 年 3 月 24 日）から施行する。

14. 山羊登録用耳標取扱要領

平成26年3月24日 制定

第1条 公益社団法人畜産技術協会（以下「協会」という。）が、日本山羊登録規程に基づき、登録した山羊に交付し装着する耳標（以下「登録用耳標」という。）の取り扱い、この要領の定めるところによる。

第2条 登録用耳標については、山羊登録業務委託要領に基づき協会が認定した団体（以下「委託団体」という。）が、年度ごとに登録等の計画を立て、これに必要な数量を毎年2月末日までに別記様式山-1により協会に申し込み、協会は便宜これを委託団体に先渡しすることができる。

第3条 登録耳標の先渡しを受けた委託団体は、登録審査のつど登録審査委員をして当該山羊にこれを装着させ、登録用耳標の受払いを明らかにして、別記様式山-2により毎年月末日現在を以って3月末までにその状況を協会に報告するものとする。

第4条 委託団体において、先渡しを受けた登録用耳標が年度途中で不足したときは、第2条の規定に準じて協会に追加の申し込みをすることができる。

この場合には、委託団体は第3条の規定に準じてその直前の月末現在における受払いの状況を協会に報告するものとする。

第5条 委託団体は、先渡しを受けた登録用耳標を紛失・毀損、又は、余剰・残余が生じたときには、別記様式山-3により毎年2月末日現在を以って3月末日までにその状況を協会に報告するものとする。

第6条 登録用耳標の先渡しを受けていない委託団体には、登録用耳標交付のつど協会から委託団体に送付し、委託団体は登録審査委員をして当該山羊にこれを装着させるものとする。

第7条 第3条及び第4条に定める登録用耳標の受払状況の報告を怠り又は不明な報告をした委託団体に対しては、協会は以後の先渡しをしないことがある。

第8条 協会は、協会及び委託団体が登録業務委託契約を解除したとき並びに第5条の定めにより受払状況報告を怠る等した委託団体には、残余の登録用耳標の返還を命じなければならない。

付 則

この要項は、協会長の承認決裁のあった日（平成26年3月24日）から施行する。

(様式山-1)

平成 年 月 日

公益社団法人 畜産技術協会 殿

平成 年度 山羊登録用耳標先渡申込書

業務委託団体名

印

品 種	区 分	登録登記実施 計 画 頭 数	耳 標 先 渡 申 込 数 量	備 考
基礎登録				
産子登録	産♂			
産子登録	産♀			
本登録	本♂			
本登録	本♀			

公益社団法人 畜産技術協会 殿

平成 年度 山羊登録用耳標受払状況報告書

(平成 27 年 月 日現在)

業務委託団体名

印

1. 受払等状況

区分	25年度 残数量 A	26年度 受入数量 B	26年度 使用数量 C	差引残数量 D=A+B-C	27年度 使用予定 E	27年度 必要数 E-D
基礎						
産子♂						
産子♀						
本♂						
本♀						

注1) 2月末日現在の状況について、3月末日までに報告してください。

2) Cの使用数と協会への登録申請数が異なる場合は、その登録番号と理由を付記してください。

3) 先渡し耳標を紛失、毀損した場合は「先渡し耳標紛失・毀損届」にて届出てください。

4) 先渡し耳標を返還しようとする場合には「先渡し耳標返還番号届」にて届出てください。

2. 残存耳標番号

耳標	残存耳標番号	残数計
基礎		
産子♂		
産子♀		
本♂		
本♀		

注1) 受払等状況の表で「差引残数 (D)」とされた耳標の番号をご記入ください。

2) エクセル表などで、別紙として提出していただいても結構です。

平成 年 月 日

公益社団法人 畜産技術協会 殿

業務委託団体名

印

山羊登録用耳標紛失・毀損届および返還届

記

1. 先渡し耳標について、下記のことを紛失・毀損しましたのでお届けいたします。

	基礎	産子♂	産♀	本♂	本♀
紛失・ 毀損耳標 番号					

注) 紛失・毀損した耳標の番号を記入してください。

2. 先渡し耳標について、下記のことを返還しますので現物を添えてお届けいたします。

	基礎	産子♂	産♀	本♂	本♀
返還耳標 番号					

注) 返還する耳標の番号を記入してください。

15. 人工授精（凍結精液を含む）による産子の登録要領

平成26年3月24日 制定

（登録できる精液の条件）

第1条 人工授精によって生産された産子を登録しようとする場合の精液（凍結精液を含む）生産山羊は、次の条件を満たさなければならない。

- 1) 国内産精液にあつては、その種雄山羊が日本山羊登録規程（以下「登録規程」という。）に基づいた登録済みのものであること。
- 2) 外国産の精液にあつては、その種雄山羊が当該国の登録団体において血統登録済みのもので、協会が認めたものであること。

（雌山羊＝母山羊の資格）

第2条 雌山羊（母山羊）に人工授精を行つて得た産子を血統登録しようとするときは、その雌山羊（母山羊）は次の条件を満たさなければならない。

- 1) 国内産雌山羊（母山羊）は、登録規程に基づいた登録済みのものであること。
- 2) 外国産雌山羊（母山羊）は、当該国の登録団体において血統登録済みのもので、協会に認められて、登録規程に基づき登録を受けたものであること。

（精液の証明）

第3条 人工授精に使用する精液の証明は次のようにして行うものとする。

- 1) 国内産精液にあつては、その種雄山羊の登録番号及び交付番号を記入した山羊種付・人工授精証明書（別記様式第2号）で証明する。
- 2) 外国産精液にあつては、その種雄山羊の当該国登録団体の血統登録証明書のコピーを山羊種付・人工授精証明書（別記様式第2号）に添付するものとする。

（人工授精証明書の作成）

第4条 人工授精によって種付けをしようとする場合は、山羊種付・人工授精証明書（別記様式第2号）を作成しなければならない。

（登録申請の方法）

第5条 登録の申請は次により行うものとする。

- 1) 登録申請に当たっては、山羊登録申込書（別記様式第1号）に所要事項を記入の上、山羊種付・人工授精証明書を添付して登録業務委託団体に申請する。
- 2) 前項申込書の血統欄の父欄には当該精液採取種雄山羊の血統を記入する。

- 注) 1. 山羊登録申込書（別記様式第1号）及び山羊種付・人工授精証明書（別記様式第2号）は、公益社団法人畜産技術協会の日本山羊登録規程記載のものをいう。
2. 山羊登録業務委託団体を定めていない都道府県にあつては、直接社団法人畜産技術協会に申し込むものとする。

付 則

この産子の登録については、協会長の承認決裁のあった日（平成26年3月24日）から施行する。

16. 受精卵移植による子山羊の登録上の取り扱いについて

平成26年3月24日 制定

受精卵移植により生産された子山羊の登録上の取り扱いは、日本山羊登録規程（以下「登録規程」という。）に定めるもののほか、次のように実施することとする。

第1. 受精卵移植により生産された子山羊の登録上の取り扱いは、次に掲げる条件を具えたものについて行うことができるものとする。

- (1) 受精卵を採取する山羊（以下「供卵山羊」という。）は、登録規程により登録されたものであること。
- (2) 移植受精卵は、供卵山羊と同一品種の登録された種雄山羊により種付け（人工授精を含む。以下同じ。）されたものであること。
この場合供卵山羊は、同一発情期に2頭以上の種山緬羊をもって種付けしてはならない。
- (3) 受精卵を移植される山羊（以下「受卵山羊」という。）は、登録証明書、耳標、入墨等によって個体が確認されたものであること。
- (4) 受卵山羊は、受精卵移植と同一発情期及びその前後の発情期に種付けをしないものであること。

第2. 受精卵の採取移植を行った者（以下「実施機関」という。）は、受胎後直ちに別記様式の受精卵移植報告書を協会に提出するものとする。

実施機関は、上記報告書の写を種付証明書（又は人工授精証明書、以下同じ。）とともに受卵山羊の飼育者（又は所有者、以下同じ。）に交付するものとする。

第3. 受卵山羊の飼育者が当該山羊を分娩前に移動するときは、受精卵移植報告書写を種付証明書とともに譲受人に譲渡するものとする。

第4. 受精卵移植により生産された子山羊の登録の申込者は、受卵山羊の飼育者とする。受卵山羊の飼育者が登録の申し込みをするときは、種付証明書に受精卵移植報告書の写を添付するものとする。

第5. 受精卵移植により生産された山羊の登録証明書（登録規程による各登録証明書を含む。）には、次のとおり記載するものとする。

- (1) 「繁殖者」欄に供卵山羊の飼育者名を記載する。
- (2) 「飼育者」欄に受卵山羊の飼育者名を記載する。
- (3) 「その他」欄に「受精卵移植産子」と記載する。
- (4) 「血統」欄の母方には供卵山羊の登録番号、交付番号、生年月日を記載し、「特徴」欄の「その他」欄に受卵山羊の登録番号又は耳標、入墨等の記号を記載する。

付 則

この取り扱いについては、協会長の承認決裁のあった日（平成26年3月24日）から施行する。

受精卵移植報告書

年 月 日

公益社団法人 畜産技術協会長 殿

所在地
 [受精卵移植] 氏 名
 [実施機関] (又は機関名) 印
 電 話

1. 交配種雄用	品 種	
	登録番号	
	生年月日	年 月 日
	飼育者	
	住所氏名	
2. 供卵羊 (受精卵を採取した羊)	品 種	
	登録番号	
	生年月日	年 月 日
	飼育者	
	住所氏名	
3. 交配年月日		年 月 日
4. 受卵羊 (受精卵を移植した羊)	品 種	
	登録番号 (又は耳標・入墨)	
	飼育者	
	住所氏名	
5. 受精卵採取移植年月日		年 月 日
6. 受精卵採取移植者	住 所	
	職・氏名	

17. 山羊登録業務委託要領

平成 15 年 10 月 1 日 制定

平成 26 年 3 月 24 日 改定

第 1 条 公益社団法人畜産技術協会（以下「協会」という。）が行う山羊登録等事業は、この要領により、協会が認定する団体に、日本山羊登録規程（以下「登録規程」という。）に基づく業務の一部を委託して行う。

第 2 条 前条の業務を委託する団体（以下「委託団体」という。）は、登録業務実施上必要な都道府県に各 1 団体とする。

第 3 条 委託団体は、協会の会員である団体を認定する。
ただし、協会が適当と認めた場合はこの限りでない。

第 4 条 委託団体の認定を受けようとする団体は、定款及び業務上の規約等を添え、協会に申し込むものとする。

第 5 条 協会が委託団体の認定の申し込みを受けたときは、実情を調査し、必要に応じ当該都道府県の畜産所管課の意向を徴してその可否を決定し、申込団体に通知する。

第 6 条 協会が委託団体として認定したときは、協会と委託団体との間に、別記様式による山羊登録業務委託契約を締結する。

第 7 条 協会が委託団体に委託する業務は、次のとおりとする。

- 1) 山羊の登録業務のうち
 - (1) 基礎登録に関する必要な業務
 - (2) 産子登録に関する必要な業務
 - (3) 本登録に関する必要な業務
- 2) 山羊の泌乳能力審査・証明に関する必要な業務
- 3) 山羊登録知識の普及向上に関する必要な業務
- 4) その他山羊の登録及び改良増殖事業遂行上必要な業務

第 8 条 委託団体は、登録規程に定める山羊登録簿（副）を備えるものとする。

第 9 条 協会は、登録規程の別表に定める登録料金及び手数料の 2 分の 1 の委託手数料を支払う。

ただし、泌乳能力審査証明料は全額委託団体のものとする。

第 10 条 協会は、委託団体の登録業務遂行の状況及びこれに付随する会計の内容について監査を行うことができる。

第 11 条 協会は、委託団体が次の各号の一に該当するときは、委託団体としての認定を取り消し、第 6 条の契約を解除する。

- 1) 委託団体が解散した場合
- 2) 協会が登録業務遂行上適当でないと認めた場合
- 3) 委託団体から認定取り消しの要請があり協会がこれを認めた場合

付 則

1. この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から適用する。

(経過規定)

2. この規程適用前に社団法人日本緬羊協会及び社団法人畜産技術協会が山羊登録業務委託規程により委託団体に指定した団体は、この規程によりなされたものとみなす。

付 則

1. この要領は、協会長の承認決裁のあった日（平成 26 年 3 月 24 日）から施行する。

(経過規定)

2. この要領適用前に公益社団法人畜産技術協会が山羊登録業務委託規程により委託団体に認定した団体は、この要領によりなされたものとみなす。

別 紙

18. 山羊登録業務委託契約書

平成 15 年 10 月 1 日 制定

平成 26 年 3 月 24 日 改定

公益社団法人畜産技術協会長 を甲とし、 を乙として、甲が乙に委託して行う山羊登録業務に関し、甲の山羊登録業務委託要領（以下「委託要領」という。）に定める事項のほか、次のとおり契約する。

第 1 条 甲は、委託規程第 7 条に定める業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

第 2 条 乙が前条の委託業務を遂行するにあたっては、甲の日本山羊登録規程（以下「登録規程」という。）及び山羊泌乳能力審査要領並びにこれにかかる要領、取扱手続き等に定める諸条項に従って忠実にこれを行うものとする。

第 3 条 乙は、登録規程に定める登録料及び手数料を当該申込者から徴収し、甲に納付するものとする。

第 4 条 乙は、委託規程第 8 条に定める書類のほか、これに付随する必要な書類を整備しておかなければならない。

第 5 条 この契約に記載されていない事項については、甲、乙協議のうえ、その都度決定する。

上記契約の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙各 1 通を所有するものとする。

年 月 日

甲 所在地
団体名
代表者名

印

乙 所在地
団体名
代表者名

印